

平成20年度包括外部監査結果に添えられた意見に対する考え方, 対応状況

|   | 施設        | 意見                 | 主な内容  | ペ<br>ー<br>ジ<br>書 | 意見を受けての考え方, 対応状況  |
|---|-----------|--------------------|---|------------------|---|
| 1 | 市立図書館及び分館 | 行政コスト計算書について       | 今後とも効率化を図ることを検討することが望ましい。   | 10               | 事務事業の見直し及び人件費の軽減を図り, 事業運営の効率化に努めました。  |
| 2 | 市立図書館及び分館 | 行方不明蔵書の図書台帳計上について  | 年度末蔵書の数量として, 行方不明図書を除いた実際数量を適切に把握することが望ましい。   | 11               | 現行図書館システムの中で, 年度末行方不明図書を把握し, 年度末蔵書の実際数量を適切に把握できるよう改善を図りました。   |
| 3 | 市立図書館及び分館 | 蔵書の館外持ち出しについて      | 図書館の蔵書は市の財産であり, その適切な保安を行う体制を作ることが望まれる。   | 11               | ICチップの導入については, 現在計画中の新中央図書館の整備にあわせ, 導入していく予定です。   |
| 4 | 市立図書館及び分館 | 図書館システムデータの利用について  | 業務受託者であるシステム会社と協議し, できるだけ職員の手作業が必要ないような方策を検討することが望ましい。  | 11               | 除籍決裁時に必要なデータについては, システム会社と協議し, 職員の手作業が必要のないように改善を図りました。   |
| 5 | 市立図書館及び分館 | 延滞者に対する督促について      | 現在明文化されていない督促規定について, 早急に明文化することが望ましい。   | 11               | 督促規定の見直しについては, 今年度実施予定の図書館システムの見直しとあわせ, 改善を図っていく予定です。また, 悪質な延滞者に対しては一定の基準を設け, 個別訪問等を行う予定です。   |
| 6 | 市立図書館及び分館 | 除籍データの管理について       | ・除籍冊数及びその原因等について, 適切に把握・管理することが必要であるとする。<br>・除籍データについて, それぞれ年度ごとにそれらの状況を適切に分析し, 要因に応じた対策を検討することが望まれる。 | 12               | 除籍データのうち利用者紛失等によるものについては, 「不用」のため除籍するものと明確に分けて管理できるよう改善を図りました。また, 除籍冊数及びその原因等については, 適切に内部管理できるよう努めます。さらに, 長期延滞による除籍データについては, 現行システムの改善とあわせ, 年度ごとの分析及び要因に応じた対策を検討していきます。 |
| 7 | 市立図書館及び分館 | 延滞常習者に対するペナルティについて | 延滞常習者に対してなんらかのペナルティの導入を検討することが必要であるとする。   | 13               | 延滞常習者に対するペナルティの導入については, 規則改正及び図書館システムの見直しにあわせ, 改善を図っていきます。  |
| 8 | 市立図書館及び分館 | 調査業務(参考業務)の状況について  | 調査業務(参考業務)について, 受付件数自体を増加するような方策を検討することが望ましい  | 14               | 調査業務(レファレンス・参考業務)については, 図書館業務の中でも重要な機能と考えており, 今年度実施予定の図書館システムの見直しとあわせ, レファレンスサービスの充実を図っていきます。また, 本サービスの周知・PRの充実, 受付件数の的確な把握等, 受付件数の向上に努めます。                             |

|    | 施設        | 意見                                    | 主な内容  | ペ<br>ー<br>ジ<br>書 | 意見を受けての考え方,対応状況   |
|----|-----------|---------------------------------------|---|------------------|---|
| 9  | 市立図書館及び分館 | サービス指標の状況及び向上について                     | 主要なサービス指標のうち、県平均よりも低い水準となっている状況が常態化しているサービス指標については、その原因を調査し適切な対応をとることが望まれる。       | 14               | 県平均よりも低い水準となっているサービス指標については、その原因を調査し、必要な改善方策を検討していきます。      |
| 10 | 市立図書館及び分館 | 分館のあり方について                            | より効果的であり、コスト的にも効率的な本館・分館の新たな図書館網の構築を行うことが望ましい。                                    | 17               | 本館・分館のあり方については、現在計画中の新中央図書館整備とあわせ、効率的な図書館網の再構築について検討していきます。 |
| 11 | 市立図書館及び分館 | リース資産について                             | リース資産についても、明確な規程を設け、それに基づいた運用を行うことが望まれる。  | 20               | 財政課 借り受けた動産については、柏市財務規則第266条第2項の規定に基づき分類・管理を徹底していきます。       |
| 12 | 体育館       | 行政コスト計算書について(中央体育館・沼南体育館合算)           | 引き続き、指定管理者制度のもとでの行政コスト削減に努めていくとともに、サービスの品質の維持向上にも配慮していくことが望まれる。                   | 26               | 行政コストの削減及びサービスの維持向上に配慮します。                                  |
| 13 | 体育館       | 稼働率の分析について(中央体育館・沼南体育館共通)             | データに基づき、具体的な目標数値を設定し、目標と実績との比較や、目標と実績の差異分析を実施するなどして、稼働率向上のための具体的な方策を講じていくことが望まれる。 | 27               | 稼働率のデータを収集分析することで、より効果的な対策を指定管理者と共通理解しながら進めます。              |
| 14 | 体育館       | 中央体育館と沼南体育館の利用料金格差について(中央体育館・沼南体育館共通) | 今後とも料金格差の解消を検討することが望まれる。  | 27               | 段階的に料金格差を解消していきます。  |
| 15 | 体育館       | インターネット予約システム導入の検討について                | インターネット予約システムの導入を検討する余地は多いにあると考える。  | 28               | システムの見直し時に検討します。  |
| 16 | 体育館       | 指定管理者の施設管理継続能力の検討について                 | 指定管理者が指定管理期間にわたって、管理業務を継続して遂行しうる財務的な能力を毎年検討する必要があると考える。                           | 28               | 毎年度指定管理者から財務諸表の提出を求めます。                                     |
| 17 | 体育館       | 沼南体育館の借地上の建物の登記について                   | 不動産登記の具備のルール化を図ることを検討する必要があると考えられる。   | 29               | 管財課 柏市の具体事例を調査し、一定のルール化について検討します。                           |

平成20年度包括外部監査結果に添えられた意見に対する考え方、対応状況

|    | 施設      | 意見                 | 主な内容  | ペ<br>ー<br>ジ<br>書 | 意見を受けての考え方、対応状況   |
|----|---------|--------------------|---|------------------|---|
| 18 | 体育館     | リース資産について          | 明確な規程を設け、それに基づいた運用を行うことが望まれる。   | 30               | 財政課 借り受けた動産については、柏市財務規則第266条第2項の規定に基づき分類・管理を徹底していきます。                       |
| 19 | 青少年センター | 行政コスト計算書について       | 今後修繕費等の発生で行政コストが増加することも考えられるので、その他行政コストの一層の引下げが望まれる。                            | 35               | 老朽化に伴う修繕等が考えられるため、中・長期的な修繕計画を立てます。行政コスト引き下げについては、引き続き努力します。                 |
| 20 | 青少年センター | 施設の利用状況について        | 利用率向上のため、「青少年」だけでなく、利用の枠をどの程度まで広げるのか検討が必要である。その際は、あわせて一部有料化とすることも検討する必要があると考える。 | 36               | 近年の利用状況から青少年センターのあり方について、検討していきます。  |
| 21 | 青少年センター | 青少年センターの今後のあり方について | 当施設の特長や各種事情を考慮のうえ、青少年センターの今後のあり方を検討することが期待される。                                  | 39               | 近年の利用状況から青少年センターのあり方について、検討していきます。  |
| 22 | 青少年センター | 満足度調査の実施について       | 利用者のニーズを的確に捉えるための有効手段として利用者へのアンケート等が考えられるので積極的な実施が望まれる。                         | 40               | これまでは、利用者の口頭の意見・要望等に対応してきましたが、平成21年度から受付窓口におけるアンケート等を実施します。                 |
| 23 | 青少年センター | 施設の老朽化及びその対策について   | 今後の施設のあり方いかんを考慮して、そのあり方と整合性のとれた中長期的な修繕計画を策定する必要がある。                             | 40               | 施設の老朽化に対応するため、中・長期的な修繕計画を立て、適正な管理に努めます。                                     |
| 24 | 青少年センター | リース資産について          | リース資産についても、明確な規程を設け、それに基づいた運用を行うことが望まれる。  | 40               | 財政課 借り受けた動産については、柏市財務規則第266条第2項の規定に基づき分類・管理を徹底していきます。                       |
| 25 | 近隣センター  | 行政コスト計算書について       | 差引行政コストが、650 百万円超と多額となっているので、施設の更なる効率的運営が望まれる。                                  | 56               | 施設の老朽化に伴い施設や設備の修繕費が毎年増えていく状況が予想される中で、引き続き管理運営コストの適正化に努めます。                  |
| 26 | 近隣センター  | 施設の効率的運営について       | 近隣センター設置数は比較的多く、コスト意識を踏まえた更なる施設の有効活用と効率的運営が望まれる。                                | 60               | 近隣センター使用料について、一般利用者と企業等の使用料体系を検討します。また、稼働率の低い部屋を簡易な改修で会議室等に供することができるか検討します。 |

|    | 施設     | 意見                       | 主な内容  | ペ<br>ー<br>報<br>告<br>書 | 意見を受けての考え方, 対応状況   |
|----|--------|--------------------------|---|-----------------------|--|
| 27 | 近隣センター | 近隣センターの今後のあり方について        | ・利用頻度, 利用内容, 老朽化の度合い, 財政状況等を踏まえ, 全近隣センターについて存続の必要性を検討することが強く望まれる。<br>・近隣センター運営に関しては, より効率的・効果的に運営するため, 指定管理者制度の導入が可能と考える。 | 64                    | 近隣センターの老朽化に伴い, 統廃合等も視野に入れ関係部署と協議をしていきます。各近隣センター建設にあたっては地域との協議を重ね地域の意見等を十分に考慮した施設であり, 地域の様々な団体等が地域活動を行う拠点であることから, 様々な地域活動に応じた管理運営形態が必要となります。地域住民組織の見直しを進めていく中で, このコミュニティエリアで中心的に地域づくりを行っている各ふるさと協議会等の地域住民組織に施設管理業務委託を検討します。 |
| 28 | 近隣センター | 近隣センターの予約キャンセルに関する措置について | 悪質な利用者に対してはペナルティを課すなどして, 施設の公平な利用を確保することが望まれる。  | 70                    | ペナルティの内容や方法については, キャンセル手続きをするよう周知を徹底する方策を考えたうえでペナルティの必要性を検討します。また, ペナルティを課す場合には, 猶予期間や該当団体への告知方法等も合わせて検討します。   |
| 29 | 近隣センター | 近隣センター登録カードの更新について       | 更新時に登録内容と利用者情報をチェックすることが望ましいと考える。   | 71                    | 平成22年4月から稼働予定の新施設予約システムでは, 現在の更新方法を改め, 更新時には団体登録内容のチェックを行うようにします。団体登録内容の確認方法については, 機器の画面上で行うかセンター窓口で行うか検討します。  |
| 30 | 近隣センター | 現金管理について                 | 日々の施設使用許可通知書発行の控え等関連書類とレジ金額及び金庫入金額との整合性をモニタリングすることが望まれる。  | 71                    | 意見の内容については, 柏市都市振興公社, 近隣センターと協議検討していきます。   |
| 31 | 近隣センター | 所管換え時の台帳記載について           | 所管換えを行う際には, 公有財産台帳に取得価額も記載することが望まれる。  | 72                    | 今後は, 公有財産の異動等に伴い公有財産台帳に記入する際, 取得価格についても記載することとします。   |
| 32 | 近隣センター | リース資産について                | リース資産についても, 明確な規程を設け, それに基づいた運用を行うことが望まれる。  | 72                    | 財政課 借り受けた動産については, 柏市財務規則第266条第2項の規定に基づき分類・管理を徹底していきます。   |
| 33 | 近隣センター | 遊休設備について                 | 利用可能なスペースは最大限有効活用できるよう工夫することが望まれる。  | 72                    | ロビー等の有効活用については, 近隣センター, ふるさと協議会等の関連機関と協議を行って, 活用方法を検討します。  |

|    | 施設     | 意見                     | 主な内容  | ペ<br>ー<br>ジ<br>報<br>告<br>書 | 意見を受けての考え方, 対応状況  |
|----|--------|------------------------|---|----------------------------|---|
| 34 | 近隣センター | 未使用物品について              | スペースの有効活用の観点から速やかに除却処分の要否を検討することが望まれる。<br>また、建設時に取得する初期投資物品について、管理ルールの検討が望まれる。            | 72                         | 監査結果に基づき、3月に物品と備品台帳を照合した際、不必要な物品については廃棄手続きを実施しました。<br><br>財政課 備品購入費として取得した物件について、柏市財務規則に従った分類・管理を行っていきます。<br>施設等建設時における備品相当品の取扱いについては、建物整備の一部として工事請負の中に組み込まれたものであるため、従前どおり管理していきます。 |
| 35 | 近隣センター | 高柳近隣センターの借地上の建物の登記について | 不動産登記具備のルール化を検討することも有益であると考えます。   | 73                         | 管財課 柏市の具体事例を調査し、一定のルール化について検討します。   |
| 36 | アミュゼ柏  | 行政コスト計算書について           | 市民の負担増とならないよう、差引行政コストの低減を図ることが望まれる。   | 78                         | 歳入については受益者負担を考慮の上、使用料の改正を検討します。歳出については行政改革推進課で検討しているファシリティ・マネジメントにより委託料の見直しを行います。   |
| 37 | アミュゼ柏  | 施設の利用状況について            | 施設によっては、利用率が50%を割っている施設もあり、利用率を維持・上昇させる努力が望まれる。   | 78                         | 平均可動率は文化施設で80.8%、近隣センターで72.8%と他の施設と比べ稼働率は高いが工芸室・料理実習室などは、平均稼働率が40.5%と低いことから、利用者の意向や市民活動推進課と協議し稼働率を上げる施策を講じます。   |
| 38 | アミュゼ柏  | 施設の仕様と使用料金への反映について     | ・将来の修繕維持コストの増加を見込んで修繕計画を設定するなど、今後の方針を策定していくことが望まれる。<br>・受益者負担の原則に基づいて、使用料の改定も検討することが望まれる。 | 80                         | アミュゼ柏が開館し10年目を迎え、劣化等による緊急修繕が増えていることから、H20年度に将来に渡る計画的施設維持管理を委託し策定しました。これらを活かした施設監理と将来の行政コストを含めて使用料の検討を行います。  |
| 39 | アミュゼ柏  | 指定管理者制度の導入について         | コストの削減の観点から指定管理者制度の導入を検討することが望まれる。  | 80                         | 予約システム、使用料の見直し(H22・4・1)をしていくなかで、近隣市の状況、利用者の意識・意向を把握し中央近隣センターとの調整及びメリット・デメリットを検討し導入に向けて調査・研究していきます。  |
| 40 | アミュゼ柏  | 委託業者の選定について            | 予定価格の設定の精緻化が望まれる。また、必要に応じ、一般競争入札による選定も検討することが望まれる。  | 81                         | 契約課において入札方法を見直し、消防設備保守点検業務及び空調設備機器保守点検業務については、一般競争入札としました。  |
| 41 | アミュゼ柏  | 長期継続契約について             | 年度ごとに委託先の財政状況や契約の履行状況を評価することが望まれる。  | 82                         | 財政諸表等の提出は、契約課において業者登録の際に受けています。履行状況については、検査願届けが提出され検査を行い確認しています。  |

|    | 施設     | 意見                 | 主な内容  | 報告書 | 意見を受けての考え方,対応状況   |
|----|--------|--------------------|---|-----|---|
| 42 | アミュゼ柏  | 建設費について            | 建設時に取得する初期投資物品について,管理ルールの検討が望まれる。   | 83  | 財政課 備品購入費として取得した物件について,柏市財務規則に従った分類・管理を行っていきます。<br>施設等建設時における備品相当品の取扱いについては,建物整備の一部として工事請負の中に組み込まれたものであるため,従前どおり管理していきます。 |
| 43 | アミュゼ柏  | リース資産について          | リース資産についても,明確な規程を設け,それに基づいた運用を行うことが望まれる。  | 83  | 財政課 借り受けた動産については,柏市財務規則第266条第2項の規定に基づき分類・管理を徹底していきます。   |
| 44 | アミュゼ柏  | 市の予約取消について         | 市の利用について予約の取消しなどが多い場合には,減免制度の廃止を含めたペナルティを課すなどの対応が望まれる。  | 83  | ご指摘のことについては,平成19年度以降予約の取消を防止するために所属長の承認を得てから予約を行うよう要請しています。今後,効果を確認しながら必要な対応をしてまいります。また,使用料の見直しの中で,行政について有料化も含め検討していきます。  |
| 45 | アミュゼ柏  | 近隣センター登録カードの更新について | 更新時に登録内容と利用者情報をチェックすることが望ましいと考える。   | 84  | 近隣センターのシステム替え時に併せて市民活動推進課と協議し登録内容との整合性を図ります。  |
| 46 | 市民文化会館 | 行政コスト計算書について       | 市民の負担が増加することがないように,行政コストの低減を図ることが望まれる。  | 89  | 指定管理者制度の導入等によるコスト低減を検討します。  |
| 47 | 市民文化会館 | 施設の利用状況について        | ・利用者である市民のニーズを定期的に調査し,施設の運営に利用することが望まれる。<br>・付随施設について,有効利用の観点から,臨機応変に活用することを検討することが望まれる。              | 90  | 平成21年度において利用者アンケートを実施しています。   |
| 48 | 市民文化会館 | 市民文化会館の今後のあり方について  | ・今後の維持管理コストを十分に検討したうえで,将来のあり方をどうすべきかを早急に検討することが望まれる。<br>・存続させる場合には,財政支出削減の観点から指定管理者制度の導入を検討することが望まれる。 | 91  | 耐震改修と施設改修を内部で協議中,改修後は指定管理者制度の導入に向け検討します。  |
| 49 | 市民文化会館 | 委託業者の選定について        | 予定価格の設定の精緻化が望まれる。また,必要に応じ,一般競争入札による選定も検討することが望まれる。  | 91  | 予定価格は,技術者の適正な人件費の把握に努めています。なお,入札の方式は,業務の内容が特殊であり,受託者が限られる為,一般競争入札にはなじまないことから指名競争方式を採用しています。                               |

|    | 施設     | 意見                  | 主な内容                                     | 報告書 | 意見を受けての考え方, 対応状況   |
|----|--------|---------------------|--|-----|--|
| 50 | 市民文化会館 | 長期継続契約について          | 年度ごとに委託先の財政状況や契約の履行状況の評価することが望まれる。       | 92  | 財政諸表等の提出は、契約課において業者登録の際に受けています。履行状況については、毎月検査願届けが提出され検査を行い確認しています。   |
| 51 | 市民文化会館 | レストランススペースの有効利用について | 契約内容の見直し等により、スペースを有効に利用することを検討することが望ましい。 | 92  | レストランススペースは、契約に基づき利用させているものであり、営業日数等は経営上の判断であると考えます。   |
| 52 | 市民文化会館 | 建設費・工事請負費について       | 建設時に取得する初期投資物品について、管理ルールの検討が望まれる。        | 93  | 財政課 備品購入費として取得した物件について、柏市財務規則に従った分類・管理を行っていきます。<br>施設等建設時における備品相当品の取扱いについては、建物整備の一部として工事請負の中に組み込まれたものであるため、従前どおり管理していきます。  |
| 53 | 市民文化会館 | 寄附物品の評価額について        | 寄附物品についても明確な評価額を定め、管理を実施することが望まれる。       | 93  | 財政課 柏市財務規則において、価格の明記が規定されている公有財産となるべき寄附物品について、今後も適正な評価を行っていきます。<br>その他の寄附物品に関し備品として管理すべき対象は、従前どおり適正な管理を行っていきます。  |
| 54 | 市民文化会館 | リース資産について           | リース資産についても、明確な規程を設け、それに基づいた運用を行うことが望まれる。 | 93  | 財政課 借り受けた動産については、柏市財務規則第266条第2項の規定に基づき分類・管理を徹底していきます。  |
| 55 | 勤労会館   | 行政コスト計算書について        | 利用者を増加させることにより施設を効率的に運営することが望まれる。        | 99  | 下記内容を平成21年4月27日開催の勤労会館運営協議会で説明し、了承を得ました。<br>・平成21年1月から利用者対象者を市外に拡大するとともに、利用情報のインターネット公開を開始する。合わせて、チラシの配布等により利用促進を図っている。<br>・平成21年度に地域若者サポートステーションが開設されるため、連携しながら施設の有効活用を図っていく。<br>・総合的保健医療福祉施設開設との相乗効果の中で活性化を図っていく。<br>・平成21年度に使用料の見直しを検討する。 |

|    | 施設                      | 意見               | 主な内容  | ペ<br>ー<br>ジ<br>書 | 意見を受けての考え方, 対応状況  |
|----|-------------------------|------------------|---|------------------|---|
| 56 | 勤労会館                    | 勤労会館の今後のあり方について  | ・勤労会館施設の存続を前提とするならば、勤労会館独自の特性を活かした形での就労支援活動や講座開催事業の展開の方法を検討することが望まれる。<br>・勤労会館の運営を廃止するならば、同種の設備を有する他の施設の今後の有効活用方針を検討する上で、勤労会館としての役割を最低限存続させる方法を加味することは有益であると考えます。 | 100              | 下記内容を平成21年4月27日開催の勤労会館運営協議会で説明し、了承を得ました。<br>・勤労会館は、市の就労支援の拠点として必要と考えている。現下の景気動向を踏まえた雇用対策として、パソコンを活用した就労支援講座などのほか、県との連携講座を拡充し、就労支援の拠点として有効活用を図っていく。<br>・勤労会館が備えるパソコンルームや相談室の特徴を生かすとともに、資料室を有効活用するために、NPOの運営による地域若者サポートステーションを開設し、連携しながら施設の有効活用を図っていく。<br>・総合的保健医療福祉施設開設との相乗効果の中で活性化を図っていく。 |
| 57 | 勤労会館                    | 資料室スペースの有効活用について | 明らかに必要でない書籍は処分しスペースの有効活用を図ることが望まれる。   | 106              | ・地域若者サポートステーション開設までに、必要でない書籍は処分するとともに、図書館に寄贈するなど資料室を整理しました。<br>・資料室の有効活用を図るため、現資料室に平成21年7月に地域若者サポートステーションを開設しました。   |
| 58 | 勤労会館                    | リース資産について        | リース資産についても、明確な規程を設け、それに基づいた運用を行うことが望まれる。  | 106              | 財政課 借り受けた動産については、柏市財務規則第266条第2項の規定に基づき分類・管理を徹底していきます。   |
| 59 | あけぼの山農業公園(含むあけぼの山公園 茶室) | 行政コスト計算書について     | ・農業公園 行政コストの増加を招くことのないよう留意していく必要がある。<br>・柏泉亭 平利用者を増やす対策を早急に構築する必要がある。   | 116              | 農業公園 適切な点検を実施し、施設の長寿化を図り行政コストの低減化が図れるように維持管理に努める。<br>柏泉亭 平日利用者を増やす対策を早急に構築します。  |
| 60 | あけぼの山農業公園(含むあけぼの山公園 茶室) | 柏泉亭の利用状況について     | 料金体系の見直しやより積極的なPR 活動の実施など利用者数を増やすための方策の実施することが重要である。結果として、改善が見られない場合には、現在の茶室としてのあり方そのものを抜本的に検討することが望まれる。  | 117              | 柏泉亭 料金体系の見直しやより積極的なPR活動を実施し利用者数を増やすための方策を実施します。   |
| 61 | あけぼの山農業公園(含むあけぼの山公園 茶室) | 柏泉亭の自主事業について     | 利用者数の増加につなげるための改善が必要と考える。   | 119              | 柏泉亭 利用者数の増加につなげるための改善を図るよう協議します。  |
| 62 | あけぼの山農業公園(含むあけぼの山公園 茶室) | 農業公園の本館の耐震化について  | 耐震診断及び耐震改修を着実に実施することが重要である。   | 120              | 農業公園 平成21年度当初予算に耐震診断関係経費の予算措置を講じました。その結果を踏まえて耐震計画を立て耐震改修を実施します。   |



|    | 施設                      | 意見                       | 主な内容  | ペ<br>ー<br>ジ<br>書 | 意見を受けての考え方,対応状況  |
|----|-------------------------|--------------------------|---|------------------|--|
| 63 | あけぼの山農業公園(含むあけぼの山公園 茶室) | 農業公園の資料館について             | スペースの有効利用及び利用者の増加につながる方を構築する必要がある。  | 120              | 農業公園 展示品の整理とスペース利用について,指定管理者とも協議し有効利用を図っていきます。   |
| 64 | あけぼの山農業公園(含むあけぼの山公園 茶室) | アンケート調査の実施について           | アンケート調査を実施し,改善案のコメントを収集した後,どのようなアクションをとったのかについても記録に残すことが必要と考える。                   | 121              | 農業公園 イベント時のみではなく,年間を通じて実施できるよう指定管理者と協議し指示していきます。<br>柏泉亭 市は今後,年間を通じてアンケート調査を実施し,改善案のコメントを収集した後,当該コメントに対しどのような対応をとったかについて記録に残すことができるよう指定管理者と協議します。 |
| 65 | あけぼの山農業公園(含むあけぼの山公園 茶室) | 柏泉亭の備品の登録方法について          | 物品一覧表に記載するに当たっては,現物との突合せが容易にできるように記載する必要がある。                                      | 121              | 柏泉亭 個々の備品について物品一覧表に記載し,現物との突合せ管理ができるようにしました。   |
| 66 | あけぼの山農業公園(含むあけぼの山公園 茶室) | 備品等の管理方法について             | 指定管理者に対し,管理を委ねた備品の状況について定期的に報告させることが必要であり,基本協定書に明記することが必要と考える。                    | 121              | 農業公園・柏泉亭 平成21年からの指定管理者との協定書には,財務規則の規定に従い,定期的な報告をするよう明記しました。  |
| 67 | あけぼの山農業公園(含むあけぼの山公園 茶室) | 預り資産の管理方法について            | 指定管理者が締結したリース契約によって使用されている固定資産についても台帳を作成し,市の固定資産との明確な現物管理ができるようにする必要がある。          | 122              | 農業公園 指定管理者に適正管理をするよう指示しました。  |
| 68 | あけぼの山農業公園(含むあけぼの山公園 茶室) | 農業公園の現金管理について            | 現金は誤謬だけでなく,盗難及び着服等の事故が発生しやすいため,管理には細心の注意を払うことが重要である。                              | 122              | 指定管理者に適正管理をするよう指示し,結果等について月例報告を受けます。   |
| 69 | あけぼの山農業公園(含むあけぼの山公園 茶室) | 指定管理者に対するモニタリングチェック表について | 指定管理者が当該施設について適正な管理運営を行っているかをチェックすることは非常に重要であり,その点から同チェック表を適切に運用することが必要である。       | 122              | 農業公園・柏泉亭 書類のチェックのみではなく,現地確認を定期的実施できるよう対応します。   |
| 70 | あけぼの山農業公園(含むあけぼの山公園 茶室) | 農業公園の管理体制について            | ・農業公園及びあけぼの山公園は互いに隣接した施設であることから,一つの部署が所管するとともに,全体を一つの指定管理者が管理運営することが効率的であると考えられる。 | 123              | 平成21年度から,農業公園と柏泉亭を同一の指定管理者のもと管理運営を行うようにしました。このことに関し,より効率的な運営ができるよう,あけぼの山農業公園等運営協議会・同部会を立ち上げました。  |

|    | 施設         | 意見                          | 主な内容  | 報告書 | 意見を受けての考え方,対応状況  |
|----|------------|-----------------------------|---|-----|--|
| 71 | 公設総合地方卸売市場 | 行政コスト計算書について                | 新市場への移転計画もあることから,現市場の維持のための合理的な工事計画に基づいた工事を行う必要がある。また,使用料収入の増加を図り差引行政コストの減少を図ることが望まれる。  | 129 | 現市場維持のため,合理的な修繕・工事計画に基づき適切に管理を行います。<br>また,行政コスト低減のため使用料収入の増加対策を行い,自己財源の確保に努めます。                    |
| 72 | 公設総合地方卸売市場 | 新柏市公設総合地方卸売市場の運営形態について      | ・新市場の運営等を効率的効果的に行うためには,現場での課題や問題点を把握している現市場と市場整備室とが一体となって計画を進めることが望まれる。<br>・市場の運営につき,指定管理者の導入等民間ノウハウの活用を検討することも有用と考える。                              | 130 | 新市場の運営形態については,今後も市場整備室と一体となって検討してまいります。<br>現市場の運営については,移転までの間,直営方式で行ってまいります。                       |
| 73 | 公設総合地方卸売市場 | 滞留債権について                    | ・付属営業人についても,財務諸表の提出や事業診断等を実施することが必要と考える。<br>・特に,平成25年に開場が予定されている新市場では,保証金制度の見直し,優良業者の選別等を行い,入場業者の経営状況をよりの確に把握し滞留債権の発生,不納欠損処分が生じないような対策を講じることが必要である。 | 131 | 事業診断については,卸売業者の外,仲卸業者や付属営業人まで拡大していくことを検討しております。<br>また,預託保証金については,額の引き上げを視野に入れ,実情に即した対応を考える必要を感じます。 |
| 74 | 公設総合地方卸売市場 | 満足度調査の実施について                | アンケート調査を全市場的かつ定期的に実施することが望まれる。  | 132 | アンケートの実施については,市場内業者で組織する市場連絡協議会と協議し,対応を考えたいと思います   |
| 75 | 公設総合地方卸売市場 | 年間委託業務の契約締結間際のキャンセルへの対応について | 今回のような契約辞退が生じないような委託契約環境の整備が望まれる。   | 133 | 柏市建設工事請負業者等指名停止要領を改正し,過去2か年において指名停止措置要件に該当する事実があった者が再登録申請した場合にも本要領を適用することとしました。(平成21年4月1日施行)       |
| 76 | 公設総合地方卸売市場 | 建物の耐震対策について                 | 早急に耐震の診断を行い,しかるべき耐震対策を講じる必要があると考える。   | 133 | 移転計画はあるものの,柏市耐震改修促進計画により第二期の平成23年度から平成25年度までの間に整備を完了する目標となっていることから,移転整備との整合性を図り適切に対応します。           |

|    | 施設         | 意見                    | 主な内容   | ペ<br>ー<br>ジ<br>書 | 意見を受けての考え方,対応状況  |
|----|------------|-----------------------|--|------------------|--|
| 77 | 公設総合地方卸売市場 | 柏市公設総合地方卸売市場再整備計画について | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域拠点市場」となるため、統合を確実にする十分な対策が必要である。</li> <li>・最近の土地価格の下落傾向を考慮し、土地の売却代金の見込みを慎重に行う必要がある。</li> <li>・開始後の収支計画が、達成可能な合理的なものになるよう慎重な検討が必要である。</li> <li>・新市場の用地取得について 計画に大幅な遅れが発生しないように注意する必要がある。</li> </ul> | 134              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合を予定している松戸北部市場の開設者、場内業者並びに施設管理会社に対し、既に交渉協議や説明会を実施しており、また卸売業者をはじめ一部の業者の入場希望は既に得ています。今後も他業者の入場希望を把握した後、文書により入場者の確定を行い着実な統合を図ります。</li> <li>・現市場の土地価格については、平成19年に不動産鑑定評価を実施しているが、現市場の売却にあたり、TX柏の葉キャンパス駅周辺や現市場周辺の土地利用を十分考慮したうえで機能更新を誘導していくとともに、これらを勘案しながら、収支計画を合理的かつ達成可能なものとしていきます。</li> <li>・新市場の用地確保については、(仮称)柏インター第三土地区画整理組合の設立を準備している準備会と既に確保手法や取得時期等の協議を進めてきており、今後、取引の基本的な事項について準備会と文書による確認を行い、平成21年度下半期から円滑かつ確実な用地確保を行っていきます。</li> </ul> |
| 78 | 公設総合地方卸売市場 | リース資産について             | リース資産についても、明確な規程を設け、それに基づいた運用を行うことが望まれる。   | 136              | 財政課 借り受けた動産については、柏市財務規則第266条第2項の規定に基づき分類・管理を徹底していきます。  |
| 79 | 市営駐車場      | 行政コスト計算書について          | 一般会計からの繰入金の決定に際しては、各年度の収支状況を踏まえ、繰入金が過大とならないように留意し、一般会計と駐車場事業特別会計の適切な運用を図っていくことが望まれる。   | 143              | 今後も駐車場事業特別会計は、一般会計からの繰入金を必要とする状況にあるが、繰入額について収支見込みを見極め、最小限必要な規模の繰入金となるよう十分配慮し運営していきます。また、平成21年度の予測する収支を踏まえ、平成22年度予算の繰入金予算に反映させます。   |
| 80 | 市営駐車場      | 回数券の管理について            | 回数券については、受払の都度、正確に管理表に記帳し、在庫の管理を行う必要がある。   | 144              | 受払の都度、正確に管理表に記帳するようにしました。さらに1週間ごとに現物の在庫数を確認し、払出数と回数券販売処理簿の販売数の合致を確認するようにしました。  |
| 81 | 市営駐車場      | 定期券の管理について            | 定期券については、現物を管理する上で、現物の在庫と管理表残高とが合致することを確認することは重要である。   | 144              | 受払の生じた当日に受入数・払出数を正確に記帳し、現物との合致を確認するようにしました。さらに1週間ごとに在庫数と管理表残高の合致を確認するようにしました。  |

平成20年度包括外部監査結果に添えられた意見に対する考え方,対応状況

|    | 施設                    | 意見                            | 主な内容   | ペ<br>ー<br>報<br>告<br>書 | 意見を受けての考え方,対応状況  |
|----|-----------------------|-------------------------------|--|-----------------------|--|
| 82 | 市営駐車場                 | 指定管理者である財団法人柏市都市振興公社の委託契約について | 一般競争入札や指名競争入札の導入により,契約金額を現在よりもっと削減できる余地があるもの,また,広く公募することにより業者選定の透明性が図れるものについて,導入の検討することが望まれる。              | 145                   | 一般競争入札や指名競争入札の導入を図ると共に,経費削減に努めます。  |
| 83 | 柏リフレッシュ公園(リフレッシュプラザ柏) | 行政コスト計算書について                  | 利用者数の増加に努め,利用者1人当たり差引行政コストを引き下げられるようにする取組みが望まれる。   | 154                   | 利用者数(自主事業等)の増加に努め利用者1人当たり差引行政コストを引き下げられるよう指定管理者に指示しました。  |
| 84 | 柏リフレッシュ公園(リフレッシュプラザ柏) | 利用人数の把握について                   | 利用人数の高くない施設については,その原因を分析し,利用人数の増加を図る施策の検討をし,実施することが望まれる。   | 154                   | 指摘のあったことについて,指定管理者に指示するとともに,経過については月次報告により確認します。   |
| 85 | 柏リフレッシュ公園(リフレッシュプラザ柏) | 建物の計上範囲について                   | 建設時に取得する初期投資物品について,管理ルールの検討が望まれる。  | 155                   | 財政課 備品購入費として取得した物件について,柏市財務規則に従った分類・管理を行っていきます。<br>施設等建設時における備品相当品の取扱いについては,建物整備の一部として工事請負の中に組み込まれたものであるため,従前どおり管理してまいります。 |
| 86 | 柏リフレッシュ公園(リフレッシュプラザ柏) | たべもの工房の利用度について                | 市は指定管理者と連携をとり,利用率を高めることが重要と考える。  | 155                   | 指定管理者と協議し,本年度は子供向けお菓子づくり教室を年数回実施するなど,多用途の利用が図られるよう努めます。  |
| 87 | 柏リフレッシュ公園(リフレッシュプラザ柏) | 市外在住者の料金設定について                | 市外在住者がきちんと市外在住者料金を支払って利用しているとは言いきれない現状に照らし,何らかの対策を講じる必要がある。  | 156                   | 費用対効果を踏まえ,対応策を検討します。   |
| 88 | 柏リフレッシュ公園(リフレッシュプラザ柏) | 固定資産の現物管理について                 | ・市は指定管理者に対し,備品の現物確認の実施状況を定期的(例えば1年に1回)に徴求することが望まれる。<br>・指定管理者が締結したリース契約によって持ち込まれた備品についても市の資産と明確に区別する必要がある。 | 157                   | 備品の現物確認の結果報告を求めます。<br>指定管理者の備品については,台帳の提出を受けました。   |
| 89 | 柏リフレッシュ公園(リフレッシュプラザ柏) | リフレッシュプラザ柏の整備について             | 今後大規模な施設の建設をする場合は,民間企業にも建設に関する提案書や見積書等を提出させ,より効率的な業者に決定することが望ましいと考える。                                      | 157                   | 今後,大規模な施設の建設にあたっては,発注方式を十分検討します。   |